

請求の範囲

- [請求項1] 走行する列車に設けられる車上制御部と、
地上に設けられる地上制御部と、を備える運行管理システムであつて、
前記車上制御部は、
前記運行管理システムにより運行が管理される複数の前記列車のそれぞれに設けられ、
伝達された運転モードに基づいて進路要求を行い、かつ、前記地上制御部に前記進路要求に関する情報を伝達し、
前記地上制御部は、
伝達された前記進路要求に基づいて、前記列車の進路を制御する、ことを特徴とする運行管理システム。
- [請求項2] 前記車上制御部は、
自身が設けられる前記列車で検知された走行位置及び走行速度に基づいて、前記列車の運転を制御する、
請求項1に記載の運行管理システム。
- [請求項3] 前記車上制御部は、
指示された前記運転モードが前記地上制御部を経由して伝達される、
請求項1又は請求項2に記載の運行管理システム。
- [請求項4] 前記車上制御部は、
前記地上制御部から伝達される、先行する他の前記列車の出発時刻と行先に基づいて、自身が設けられる前記列車の運転経路を設定する、
請求項1～請求項3のいずれか一項に記載の運行管理システム。
- [請求項5] 前記車上制御部は、
伝達された行先に基づいて、自身が設けられる前記列車の運転経路を設定する、

請求項 1 ～請求項 3 のいずれか一項に記載の運行管理システム。

[請求項6]

前記車上制御部は、

自身が設けられる前記列車が折り返し運転を行う運転経路が設定されているときに、

折り返しを行う進路について進路要求を行い、

当該進路要求ができた場合に、折り返しを行う前記進路に繋がる分岐進路について進路要求する、

請求項 1 ～請求項 5 のいずれか一項に記載の運行管理システム。

[請求項7]

前記車上制御部は、

自身が設けられる前記列車が通過すると当該進路の前記進路要求を解除するが、

前記分岐進路については、自身が設けられる前記列車が通過しても、所定の期間だけ前記進路要求を維持してから当該進路要求を解除する、

請求項 6 に記載の運行管理システム。